

## 平成 24 年度 11 月補正予算案等の概要

### I 補正予算案について

9 月補正予算編成後の状況の変化により、特に緊急に対応する必要があるものについて、補正予算措置を講ずる。

#### 1 歳入・歳出予算の補正

(単位：百万円、%)

会計別	前回までの 累計額	11 月補正予算額			11 月現計 予算額	(参考) 24 年度 11 現/ 23 年度 11 現
		(1)	(2)	計		
一般会計	1,776,404	10	3,684	3,694	1,780,099	98.0
特別会計	932,764	—	—	—	932,764	104.5
企業会計	107,652	—	—	—	107,652	89.9
計	2,816,821	10	3,684	3,694	2,820,516	99.7

(注) この資料の計数は、表示単位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

#### 2 一般会計の財源内訳

(単位：百万円)

款別	前回までの 累計額	11 月補正予算額			11 月現計予算額
		(1)	(2)	計	
国庫支出金	167,316	—	3,684	3,684	171,000
繰入金	62,529	10	—	10	62,540
その他	1,546,558	—	—	—	1,546,558
計	1,776,404	10	3,684	3,694	1,780,099

#### 3 補正予算案の内容

##### ㊦(1) 小田原高等看護専門学校等再整備費補助

1,073 万円

看護師養成施設の再整備を支援することにより、看護職員の資質向上及び定着促進を図るため、(社)小田原医師会が経営する小田原高等看護専門学校及び小田原看護専門学校の再整備に対して助成する。

[保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課 TEL 045-210-4742]

##### (2) 衆議院議員の総選挙等に要する経費

36 億 8,422 万円

衆議院議員の総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の実施にあたり、必要な経費を計上する。

[総務局総務部市町村行政課 TEL 045-210-3160]

## Ⅱ 平成 24 年第 3 回県議会定例会（11 月提案分）条例案等

### 1 提出予定議案の概要

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	28 件
条 例 の 改 正	12 件
工事請負契約の締結	3 件
指定管理者の指定の変更	27 件
そ の 他	6 件
計	76 件

### 2 主な条例案等

#### 【条例の制定及び改正】

##### ○ 地域主権改革一括法の制定等に伴い制定及び改正するもの33条例（P 5 参照）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 1 次及び第 2 次一括法）による関係法の一部改正等に伴い、新たに条例委任事項となった施設・公物設置管理基準を規定又は県の権限を市町村へ移譲する必要があるため、関係条例の制定及び改正を行うとともに、その他所要の改正を行う。

##### ○ 神奈川県地震災害対策推進条例（P 10 参照）

地震災害対策の総合的な推進を図り、全ての県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、地震災害対策について、基本理念、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定める条例を制定する。

[安全防災局危機管理部災害対策課 TEL 045-210-3420]

##### ○ 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例（P 11 参照）

次世代育成やエネルギー問題、県内経済の活性化などの重要な県政課題に対して、迅速かつ的確に対応することができる組織とするために、本庁機関を再編することに伴い、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人材課 TEL 045-210-2150]

##### ○ 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（P 12 参照）

臨港道路附属駐車場の短時間利用者の利便性向上及び近隣駐車場の料金との均衡を図るため、現行の 1 回単位の固定料金制から時間料金制に変更するなど、所要の改正を行う。

[県土整備局河川下水道部砂防海岸課 TEL 045-210-6500]

#### 【指定管理者の指定の変更】

##### ○ 指定管理者の指定の変更について（P 13 参照）

現下の厳しい財政状況を踏まえ、緊急財政対策において全ての県有施設のあり方を検討することとしたため、平成 25 年度末に指定期間が満了する施設について、検討を行う間の緊急的な措置として、現行の指定期間を 1 年間延長する。

### 3 その他の提出予定議案

#### 【条例の改正】

##### ○ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

藤沢市が県からNPO法人の設立認証等の事務の移譲を受けることに伴い、知事から藤沢市長に住民基本台帳法に定める本人確認情報を提供するため、所要の改正を行う。

[総務局総務部市町村行政課 TEL 045-210-3160]

##### ○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号の規定により税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（4法人）を新たに指定する。

[県民局県民活動部NPO協働推進課 TEL 045-312-1121 内線 2860]

##### ○ 神奈川県立の高等職業技術校等に関する条例の一部を改正する条例

平成25年4月に西部総合職業技術校が開校することに伴い、既存の平塚高等職業技術校、藤沢高等職業技術校、小田原高等職業技術校及び秦野高等職業技術校を廃止等するため、所要の改正を行う。

[商工労働局労働部産業人材課 TEL 045-210-5700]

##### ○ 神奈川県道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例

道路附属物自動車駐車場（由比ガ浜地下駐車場、片瀬海岸地下駐車場）について利用料金制度を導入等するため、所要の改正を行う。

[県土整備局道路部道路管理課 TEL 045-210-6350]

#### 【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	工事請負金額
①	かながわ県民センター設備改修工事（空調）請負契約	横浜市神奈川区鶴屋町二丁目地内	8億1,900万円
②	酒匂川流域下水道箱根小田原幹線管渠築造工事（その1）請負契約	小田原市扇町六丁目から扇町三丁目地内	9億2,867万1,156円
③	藤沢西高校特別教室棟新築工事（建築）請負契約	藤沢市大庭地内	8億5,871万7,825円

①[県民局県民活動部NPO協働推進課 TEL 045-312-1121内線2860]

②[県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]

③[教育局総務部まなびや計画推進課 TEL 045-210-8061]

#### 【その他】

##### ○ 不動産の処分について（神奈川県立川崎南高校跡地）

土地 川崎市川崎区小田栄二丁目1番1外 31,569.20㎡

売却予定金額 34億7,000万円

[総務局施設財産部財産管理課 TEL 045-210-2501]

##### ○ 訴訟の提起について

湘南国際村低層住宅A地区の土地購入者に対し、組合員負担費用等請求の訴訟を提起するため提案するもの。

[環境農政局環境保全部環境計画課 TEL 045-210-4050]

○ 訴訟の提起について

借上公共賃貸住宅の家賃の滞納者に対し、家賃等の請求及び明渡し請求の訴訟を提起するため提案するもの。

[県土整備局建築住宅部住宅計画課 TEL 045-210-6531]

○ 仲裁について

次の紛争の解決を図るため、建設工事紛争審査会の仲裁に付すため提案するもの。

①真鶴港港湾改修事業防波堤整備工事その1請負契約に関する紛争

②真鶴港港湾改修事業防波堤整備工事その2請負契約に関する紛争

[県土整備局河川下水道部砂防海岸課 TEL 045-210-6500]

○ 当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、平成25年度における宝くじの発売について議決を得るため提案するもの。(平成25年度発売総額 270億円以内)

[政策局財政部資金調査課 TEL 045-210-2290]

問い合わせ先

I 補正予算案について

神奈川県政策局財政部予算調整課

副課長 落合 電話 045-210-2251

予算調整第三グループ 石田 電話 045-210-2262

II 条例案等について

神奈川県政策局総務部総務課

課長 小野 電話 045-210-3010

副課長 中谷 電話 045-210-3012

# 地域主権改革一括法の制定等に伴う条例の制定等について

## 1 目 的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次及び第2次一括法）による関係法の一部改正等に伴い、新たに条例委任事項となった施設・公物設置管理基準を規定又は県の権限を市町村へ移譲する必要があるため、関係33条例の制定（27件）及び改正（6件）を行うとともに、その他所要の改正を行う。

## 2 概 要

### (1) 一括法関連の条例の制定及び改正について

#### ア 「施設・公物設置管理基準の条例委任」関係（制定27件、改正4件）

#### (ア) 条例委任に伴い整備する条例（制定27件、改正3件）

#### 【条例の制定】

	条例名	条例委任された基準	県独自の基準
①	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準	・避難訓練及び消火訓練を毎月1回以上実施する。 ・個人情報等秘密の保持を規定。
②	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準	—
③	医療法施行条例	既存病床数の算定に当たっての必要な補正に係る定め等の基準	—
④	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	保育所の開所時間は、1日につき11時間を原則とし、当該地域における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、当該保育所の所在地を所管する市町村長と協議の上、保育所長が定める旨を規定。
⑤	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準	—
⑥	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	「指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」、「基準該当通所支援に関する人員、設備及び運営に関する基準」及び指定通所支援事業者の要件	—
⑦	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	「指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」及び指定障害児入所施設の設置者の要件	—
⑧	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	「指定障害福祉サービス事業に従事する従業者に関する基準」、「指定障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」、「基準該当障害福祉サービスの従業者、設備及び運営に関する基準」及び指定障害福祉サービス事業者の要件	—

	条例名	条例委任された基準	県独自の基準
⑨	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	「指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準」、「指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」及び指定障害者支援施設の設置者の要件	—
⑩	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	—
⑪	福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例	福祉ホームの設備及び運営に関する基準	—
⑫	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	—
⑬	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準	サービスの提供に関する記録の保存期間を5年間とする。
⑭	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	処遇状況に関する記録の保存期間を5年間とする。
⑮	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来型施設の居室定員について、原則1人とするが、既存は現行どおり4人までとし、施行日から現行の「かながわ高齢者保健福祉計画」の満了日(平成26年度末)までに新設、増改築した施設は条件付きで4人まで認める。</li> <li>・従来型施設の廊下の幅員について、入所者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上とする。</li> <li>・処遇状況に関する記録の保存期間を5年間とする。</li> </ul>
⑯	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び指定介護老人福祉施設の入所定員に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来型施設の居室定員について、原則1人とするが、既存は現行どおり4人までとし、施行日から現行の「かながわ高齢者保健福祉計画」の満了日(平成26年度末)までに新設、増改築した施設は条件付きで4人まで認める。</li> <li>・従来型施設の廊下の幅員について、入所者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上とする。</li> <li>・施設サービスの提供に関する記録の保存期間を5年間とする。</li> </ul>
⑰	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来型施設の廊下の幅員について、入所者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上とする。</li> <li>・施設サービスの提供に関する記録の保存期間を5年間とする。</li> </ul>

	条例名	条例委任された基準	県独自の基準
⑱	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	施設サービスの提供に関する記録の保存期間を5年間とする。
⑲	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び指定居宅サービス事業者の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定短期入所生活介護事業所の従来型の廊下の幅員について、利用者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上とする。</li> <li>介護の提供に関する記録の保存期間を5年間とする。</li> </ul>
⑳	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例	「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び指定介護予防サービス事業者の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定介護予防短期入所生活介護事業所の従来型の廊下の幅員について、利用者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、片廊下1.5m以上、中廊下1.8m以上とする。</li> <li>介護の提供に関する記録の保存期間を5年間とする。</li> </ul>
㉑	神奈川県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例	専用水道の水道技術管理者の資格に関する基準	—
㉒	食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例	製品検査及び収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験にかかる事務を行う検査施設の設備(機械及び器具を含む。)に関する基準及び検査又は試験のために必要な職員の配置に関する基準	—
㉓	高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	移動等円滑化が必要な特定公園施設の設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>通路の縦断こう配を4%以下とする。</li> <li>排水溝を設ける場合、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設ける。等</li> </ul>
㉔	神奈川県が管理する県道における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>横断歩道に接続する歩道等の部分は、縁端は車椅子使用者の通行に支障のない構造とし、段差接続部分は原則車椅子使用者が円滑に転回できる水平な部分の基準を設ける。</li> <li>横断歩道が横切る分離帯の部分は、原則車道と同一の高さとする。</li> <li>排水溝は、歩行者の通行部分には原則設置せず、やむを得ず設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設ける。等</li> </ul>
㉕	雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例	雨水貯留浸透施設及び保全調整池が存する旨を表示した標識に関する基準	—
㉖	流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例	「流域下水道の構造の技術上の基準」の一部及び終末処理場の維持管理に関する事項	—
㉗	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例	移動等円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	—

## 【条例の改正】

	条例名	条例委任された基準	県独自の基準
⑳	神奈川県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例	県立の職業能力開発施設において行う職業訓練の基準等	—
㉑	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例	都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園の定量(一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)に関する規定の対象範囲を一の市町村ではなく、県域とする。</li> <li>・災害救援活動の拠点としての機能を規定。</li> </ul>
㉒	神奈川県営住宅条例の一部を改正する条例	公営住宅等の整備基準及び入居収入基準	—

### (イ) ア(ア)【条例の制定】に伴い改正する条例（改正1件）

	条例名	改正の概要
㉓	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の一部を改正する条例	本県及び県内市町村がその移動等円滑化基準を条例に定めることとなる特定道路及び特定公園施設について、本条例の整備基準の適用除外を定める。

### イ 「市町村への権限移譲」関係（改正2件）

	条例名	改正の概要
㉔	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局の開設許可等の事務が保健所設置市に移譲されるため、別表から対象事務の削除や規定の整理を行う。</li> <li>・医師等による未熟児の保護者に対する訪問指導に係る事務が全市町村に移譲されるため、別表から全ての移譲事務を削除する。</li> </ul>
㉕	小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例	水道法の専用水道等の事務が市に移譲されるため、水道法の規制を受けない小規模水道等の衛生対策も市が実施できるよう、所要の改正を行う。

### (2) 一括法関連以外の改正について

(1)のうち、次の3条例については、一括法関連以外の改正も行う。

	条例名	改正の概要
㉖	神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例	業としての写真撮影を許可必要行為として規定し、併せて使用料を定めるとともに、平成25年4月1日から供用開始を予定している相模三川公園のパークゴルフ場の使用料を定めるなど、所要の改正を行う。
㉗	神奈川県営住宅条例の一部を改正する条例	福島復興再生特別措置法の施行に伴い、居住制限者に係る公営住宅の入居者資格の特例を設けるとともに、県営住宅の管理運営(敷金、立入検査)の規定に関し、所要の改正を行う。
㉘	事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、対象事務(NPO法人の設立認証等の事務を藤沢市に移譲)及び対象市町(パスポートの発給申請に係る書類の受理等の事務を相模原市、特別地域内の木竹損傷の許可等の事務を真鶴町及び愛川町、駐車場等管理者の周知義務違反者等の公表事務等を海老名市に移譲)を追加するなど、所要の改正を行う。



### 3 施行期日

- (1) 一括法関連の条例の制定及び改正については、平成25年4月1日  
ただし、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕及び㉖については、公布の日
- (2) 一括法関連以外の条例の改正については、平成25年4月1日  
ただし、㉗のうち、福島復興再生特別措置法の施行に伴う、居住制限者に係る  
公営住宅の入居者資格の特例に関する規定については、公布の日  
また、㉘のうち、パスポートの発給申請に係る書類の受理等を相模原市に移譲  
する関係に係る規定については、平成25年3月15日（その他の規定の整理等につ  
いては、公布の日）

- ① [県民局県民活動部人権男女共同参画課 TEL 045-210-3630]
- ② [生活保護法に基づく保護施設について 保健福祉局地域保健福祉部生活援護課 TEL 045-210-4900]
- ② [社会福祉法に基づく授産施設について 保健福祉局地域保健福祉部地域保健福祉課 TEL 045-210-4740]
- ③ [保健福祉局保健医療部医療課 TEL 045-210-4860]
- ④ [保育所・児童厚生施設について 保健福祉局福祉・次世代育成部次世代育成課 TEL 045-210-4660]
- ④ [障害児関係施設について 保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課 TEL 045-210-4702]
- ④ [上記以外の社会的養護関係施設等について 保健福祉局福祉・次世代育成部子ども家庭課 TEL 045-210-4650]
- ⑤ [保健福祉局福祉・次世代育成部障害福祉課 TEL 045-210-4700]
- ⑥ から ⑫ [保健福祉局福祉・次世代育成部障害サービス課 TEL 045-210-4702]
- ⑬ から ⑰ [保健福祉局福祉・次世代育成部高齢施設課 TEL 045-210-4850]
- ⑱ 及び ㉑ [短期入所等について 保健福祉局福祉・次世代育成部高齢施設課 TEL 045-210-4850]
- ⑱ 及び ㉒ [上記以外のサービスについて 保健福祉局福祉・次世代育成部介護保険課 TEL 045-210-4801]
- ㉓ 及び ㉔ [保健福祉局生活衛生部環境衛生課 TEL 045-210-4930]
- ㉕ [保健福祉局生活衛生部食品衛生課 TEL 045-210-4932]
- ㉖ 及び ㉗ [県土整備局環境共生都市部都市公園課 TEL 045-210-6220]
- ㉘ [県土整備局道路部道路管理課 TEL 045-210-6350]
- ㉙ [県土整備局河川下水道部流域海岸企画課 TEL 045-210-6470]
- ㉚ [県土整備局河川下水道部下水道課 TEL 045-210-6440]
- ㉛ [警察本部交通部交通規制課 TEL 045-211-1212 内線5161]
- ㉜ [商工労働局労働部産業人材課 TEL 045-210-5700]
- ㉝ [県土整備局建築住宅部公共住宅課 TEL 045-210-6533]
- ㉞ [保健福祉局地域保健福祉部地域保健福祉課 TEL 045-210-4740]
- ㉟ [総務局総務部市町村行政課 TEL 045-210-3160]

# 神奈川県地震災害対策推進条例案の概要

## 1 目的

地震災害対策の総合的な推進を図り、全ての県民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、地震災害対策について、基本理念、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定める条例を制定する。

## 2 内容

### (1) 基本理念

地震災害対策は、次の基本理念に基づき実施されるものとする。

- ア 県民の生命を守ることを最優先に、地震災害を防止、軽減する減災を旨に実施
- イ 自助、共助、公助を基本に、各主体が役割を果たすとともに、協働して実施
- ウ 本県における自然的条件、社会的条件を考慮し、実施
- エ 男女双方、災害時要援護者、旅行者等の多様な主体の視点に立って、実施

### (2) 関係者の責務

県、県民、事業者の責務を規定

### (3) 関係者との連携

県と市町村、国、防災関係機関等との連携を規定

### (4) 財政上の措置

地震災害対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずる努力義務を規定

### (5) 基本的な対策

県、県民及び事業者が、それぞれの役割のもとで協働して取り組む対策を規定

( ) 内は主な取組内容

- ア 地震防災に配慮したまちづくりの推進（計画的な土地利用、建築物の耐震性向上）
- イ 地震防災に関する知識の普及等（防災教育の推進）
- ウ 物資の備蓄等（食料、飲料水等の備蓄、資機材の整備）
- エ 自主防災組織及びボランティア団体が行う地震防災活動の充実
- オ 防災訓練の実施等
- カ 避難対策の実施（避難場所等の確保、避難の実施）
- キ 津波対策の実施（津波避難施設の確保、多様な情報提供手段の確保・普及）
- ク 災害応急対策の実施（体制整備、初期消火、救助、応急手当の実施）
- ケ 帰宅困難者対策の実施（一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保）
- コ 復旧及び復興（体制整備、生活再建、事業継続等による地域経済復興への貢献）

## 3 施行期日

平成25年4月1日

問い合わせ先

安全防災局危機管理部災害対策課長 金井 電話 045-210-3420  
安全防災局危機管理部災害対策課副課長 佐川 電話 045-210-3423

# 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例案の概要

## 1 目的

次世代育成やエネルギー問題、県内経済の活性化などの重要な県政課題に対して、迅速かつ的確に対応することができる組織とするために、本庁機関を再編することに伴い、所要の改正を行う。

## 2 内容

- (1) 次世代育成部門を保健福祉局から県民局に移管し、青少年育成施策と一元化して次世代育成の取組みを進める。
- (2) エネルギー関連産業の育成・集積など、産業支援の一層の推進を図り、県内経済の活性化を進めるため、商工労働局を産業労働局として再編する。
- (3) 市町村行政、基地対策や情報化の推進を政策局の所管とし、対応の強化を図る。
- (4) 財務部門を政策局から総務局に移管し、厳しい財政状況に対応した取組みを推進する。

## 3 施行期日

平成25年4月1日

問い合わせ先

総務局組織人材部人材課長 大竹 電話 045-210-2150

総務局組織人材部人材課企画グループ 船山 電話 045-210-2160

# 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案の概要

## 1 目的

臨港道路附属駐車場（以下「駐車場」という。）の短時間利用者の利便性向上及び近隣駐車場の料金との均衡を図るため、現行の1回単位の固定料金制から時間料金制に変更するなど、所要の改正を行う。

## 2 内容

### (1) 駐車場の料金体系の見直し

短時間の利用がしやすい料金体系とするために、現行の1回単位の固定料金を基本とする料金制から時間料金制に見直しを行う。

<湘南港及び葉山港>

車両の種類	現行料金		改定後料金		
	通常期	夏期	時間料金	上限額(1日あたり)	
				港湾施設利用者	その他の者
普通車	670円/回	800円/回	300円	800円	1,500円
葉山港*	300円/時間、750円/1泊	400円/時間、750円/1泊			
二輪車	260円/回	260円/回	150円	400円	750円
葉山港*	120円/時間、300円/1泊	120円/時間、300円/1泊			
大型車	930円/回	1,080円/回	600円	1,600円	3,000円
葉山港*	900円/時間、2,250円/1泊	1,200円/時間、2,250円/1泊			

\* 港湾施設利用者を除くその他の者については、平成13年7月から時間制を導入している。

<大磯港>

車両の種類	現行料金		改定後料金	
	通常期	夏期	時間料金	上限額(1日あたり)
普通車	670円/回	800円/回	300円	1,000円
二輪車	260円/回	260円/回	150円	500円
大型車	930円/回	1,080円/回	600円	2,000円

### (2) 利用料金制の導入

葉山港及び大磯港の港湾施設のうち、指定管理者の努力が収入増に結びつく、駐車場利用料、港湾管理事務所の利用料等について、利用料金制\*を導入する。

\* 施設の利用料金を当該指定管理者に収受させることができる制度。

## 3 施行期日

(1) 駐車場の料金体系の見直し 平成25年4月1日

(2) 利用料金制の導入 平成26年4月1日

問い合わせ先

県土整備局河川下水道部砂防海岸課長

おない 電話 045-210-6500

県土整備局河川下水道部砂防海岸課審査グループ 永井 電話 045-210-6505

## 指定管理者の指定の変更

	施設の名称	指定期間		指定管理者の名称
		変更後	変更前	
①	かながわアートホール	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川芸術文化財団
②	塚山公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会・県立塚山公園保存会グループ
③	保土ヶ谷公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会
④	三ツ池公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	横浜緑地・西武造園・協栄グループ
⑤	葉山公園及びはやま三ヶ岡山緑地	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会
⑥	湘南海岸公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(株)湘南なぎさパーク
⑦	相模湖公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(一般社団)相模湖観光協会
⑧	城ヶ島公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(社)三浦市観光協会・(有)湯山造園土木
⑨	恩賜箱根公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会・(株)小田急ランドフローラグループ
⑩	辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会・(株)オーチューグループ
⑪	観音崎公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	横浜緑地・西武造園グループ
⑫	東高根森林公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	横浜緑地・西武造園グループ
⑬	相模原公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会・(株)サカタのタネグループ
⑭	大磯城山公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会
⑮	七沢森林公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会
⑯	四季の森公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	横浜緑地・西武造園グループ
⑰	座間谷戸山公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会
⑱	秦野戸川公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会
⑲	津久井湖城山公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会
⑳	茅ヶ崎里山公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会
㉑	あいかわ公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
㉒	相模三川公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会
㉓	おだわら諏訪の原公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	緑栄造園・日比谷アメニス共同事業体
㉔	境川遊水地公園	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会
㉕	相模湖漕艇場	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(特非)神奈川県ボート協会
㉖	スポーツ会館	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県体育協会
㉗	山岳スポーツセンター	H21.4.1～H27.3.31	H21.4.1～H26.3.31	(公財)神奈川県公園協会

①[県民局くらし文化部文化課 TEL 045-210-3800]

②から⑭[県土整備局環境共生都市部都市公園課 TEL 045-210-6220]

⑮から㉗[教育局生涯学習部スポーツ課 TEL 045-210-8370]